

# 稚内市に転入した方へ

主な手続きとして、次のようなものがあります。

該当項目	転入後の手続き	必要なもの	取り扱い窓口
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	継続利用の手続きを行ってください。また、公的個人認証は新規の申請手続きになります。	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	②③番窓口 選挙・戸籍住民グループ
印鑑登録	交付申請の手続きを行ってください。	登録印鑑、本人確認書類 (運転免許証など)	②③番窓口 選挙・戸籍住民グループ 宗谷、沼川両支所
高齢者入浴証(65才以上) 及びバス乗車証(70才以上) の申請		案内ハガキ、顔写真、印鑑、本人確認書類(運転免許証、保険証など)	
国民健康保険	加入手続きを行ってください。	印鑑、本人確認書類(運転免許証など)	④番窓口 保険年金グループ
国民年金	住所変更の手続きを行ってください。	印鑑、年金手帳	宗谷、沼川両支所
後期高齢者医療被保険者証	転入届出後、新住所宛に新しい被保険者証が郵送されます。	道外から転入の場合、 負担区分証明書	④番窓口 医療給付グループ 宗谷、沼川両支所
乳幼児等医療	各医療費受給者証の交付申請の手続きを行ってください。	印鑑、健康保険証、 所得課税証明書、 身体障害者手帳、 療育手帳	
重度心身障害者医療			
ひとり親家庭等医療			
介護保険	介護保険要介護認定等申請の手続きを行ってください。	印鑑、介護保険受給資格 証明書	市保健福祉センター2階 長寿あんしん課 介護高齢グループ
児童手当	新規認定請求の手続きを行ってください。	印鑑、健康保険証、 請求者の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)、 所得課税証明書	1階北側 こども課
児童扶養手当	住所変更の手続きを行ってください。	印鑑、児童扶養手当受給 証書	

該当項目	転入後の手続き	必要なもの	取り扱い窓口
特別児童扶養手当	住所変更の手続きを行ってください。	印鑑、特別児童扶養手当受給証書	1 階北側 社会福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当		印鑑、特別障害者手当受給者証、障害児福祉手当受給者証	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真が必要）	
自立支援医療受給者証		印鑑、自立支援医療受給者証	
市立小・中学校に転入	転入学の手続きを行ってください。	在学証明書	②③番窓口 選挙・戸籍住民グループ または3階南側 学校教育課
原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方	住所変更の手続きを行ってください。	印鑑、標識（ナンバープレート）、標識交付証明書	1 階北側 税務課
水道料金	使用開始届出を行ってください。	電話による届出ができません。	2 階南側 水道料金課
稚内市のごみ分別	転入届出時にガイドブックを差し上げますので、ご確認ください。		2 階南側 暮らし環境課
犬の登録	住所変更の手続きを行ってください。	印鑑、前住所地の鑑札	

◆稚内市役所 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

※お問い合わせは、下記担当グループへ（電話は直通です）

総合窓口課	選挙・戸籍住民グループ	23-6407	税 務 課	市民税グループ	23-6392
	保険年金グループ	23-6410		資産税グループ	23-6393
	医療給付グループ	23-6411	暮らし環境課	廃棄物リサイクル推進グループ	
社会福祉課	障がい福祉グループ	23-6453			23-6181
こども課	子育てグループ	23-6529	水道料金課	料金グループ	23-6514

◆長寿あんしん課 介護高齢グループ（稚内市保健福祉センター2階）

〒097-0022 稚内市中央4丁目16番2号 23-6458